

奄美大島・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊入隊要領

第1 目的

奄美大島及び徳之島における貴重な野生動植物の保護に関する奄美群島希少野生生物保護対策協議会の取組に協力し、その保護を図るものとする。

第2 入隊の対象

奄美大島及び徳之島における貴重な野生動植物の保護に関する奄美群島希少野生生物保護対策協議会の取組に協力する島内の企業・団体等。

第3 入隊の方法

奄美大島・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊に入隊する企業・団体等は、入隊宣言書（第1号様式）を奄美群島希少野生生物保護対策協議会会長に提出する。

第4 入隊及び任命証の交付

奄美群島希少野生生物保護対策協議会会長は、企業・団体等から入隊宣言書が提出された場合は、隊員に任命し、任命証（第2号様式）を交付する。

第5 有効期限

前項の宣言に係る有効期限は、宣言日から1年間とする。ただし、有効期限の1ヶ月前までに奄美群島希少野生生物保護対策協議会会長から書面による通知がない場合は、自動的に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

第6 脱隊及び除隊

- 1 隊員は、奄美群島希少野生生物保護対策協議会会長へ脱隊届出書（第3号様式）を提出することで隊を脱隊することができる。
- 2 奄美群島希少野生生物保護対策協議会会長は、隊員に相応しくない事由（法令違反等）が発生した場合は隊員を除隊することができる。

第7 隊員の役割

奄美大島及び徳之島における貴重な野生動植物の保護に関する奄美群島希少野生生物保護対策協議会の取組に協力するものとする。

第8 その他

その他入隊に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。